

介護新聞 2010 年（平成 22 年）5 月 13 日

## <リハ職によるたん吸引容認>

### 厚労省通知

厚生労働省はチーム医療の推進検討会のまとめた報告書を受け、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が行う喀たん吸引を認める通知を都道府県に示した。喀たん吸引を理学療法、作業療法、言語訓練等に含まれる行為として位置付ける。

同省は報告書を踏まえ、医師以外の医療スタッフが実施できる業務内容を整理。通知では各医療スタッフを積極的に活用できる業務の具体例を提示した。

リハ職の喀たん吸引は、PT による体位排たん法、OT による食事訓練、ST による嚥下訓練などで必要になるケースがあると判断。実施できるのは養成機関や医療機関などで必要な教育・研修を受けたリハ職とし、医師の指示を受け他職種と適切に連携しながら実施するよう求めている。

作業療法士が行う作業療法の範囲には ADL 訓練、IADL 訓練、職業関連活動の訓練、福祉用具の使用訓練、退院後の住環境適応訓練、発達障害・高次脳機能障害のリハが含まれるとし、積極的な実施を要請。

薬剤師の業務では医師への処方提案、薬物療法を受けている患者（在宅患者含む）への薬学的管理、管理栄養士の業務では医師に対して特別治療食の食事内容・形態・経腸栄養剤の種類選択・変更の提案などを挙げている。